

# 就労系障がい福祉サービスの 利用に係るアセスメントの取り扱い 及び就労継続支援B型事業 の利用に係る経過措置について

平成25年度第3回  
地域自立支援協議会  
参考資料

尾張北部地域アドバイザー 田代

# 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

## 基本理念

共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念として掲げる

障がいの有ろうと無かろうと、社会のなかで活躍できる機会を保障すること。

働きたい、働くことができる人は一般就労を目指しましょう

# 障害者総合支援法における就労系 障がい福祉サービス(訓練等給付)

サービス名	内 容
就労移行支援事業	一般就労を目指すために、有期限(2年)で通う場所。【市内3か所】
就労継続支援A型事業	一般就労することが難しいが、雇用契約を結び就労の機会の提供および生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。【市内4か所】
就労継続支援B型事業	一般就労することが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対し、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。【市内11か所】

# そもそも障害者自立支援法施行から

「日中活動の福祉サービスに通うためには  
まず、就労移行支援事業所へ通い  
一般就労できるか否かを判断したのち  
事業所を決定していくこと」



しかし、当時就労移行支援事業が市町によって  
は整備されていなかったために、経過措置が  
あった制度。



今年度になり、「実施する方向」へシフト

# ということか

特別支援学校を卒業後、就労継続支援B型を利用する予定の方

☆就労移行支援事業所へ暫定支給決定(一時的に)して通い、一般就労が可能かどうか判断する(アセスメント)。

☆経過措置中(～平成27年3月まで)

⇒自立支援協議会組織等で妥当性を判断してもよい。

# 実施方法

- ① 厚生労働省が理想として掲げているもの  
就業・生活支援センターが  
法人内の就労移行支援事業所の従たる事業所  
として指定を受け、アセスメントを行う。  
※来年度、可能となる予定。
- ② 各市町の就労移行支援事業所に依頼してアセス  
メントを行う。できる限り、就業・生活支援センター  
が助言を行う。
- ③ 各自立支援協議会組織にて、妥当性を協議する。

# 地域自立支援協議会にて

B型事業所の利用が妥当かどうか判断する資料は??

【例】

- ・就労支援機関や、相談支援事業所がとったアセスメントなど
- ・産業現場実習における実習評価  
進路指導等の評価、個別教育支援計画など



# 課題

- ・対象者は特別支援学校**等**である。**等**を考えるとどの障がいであっても、就労継続支援B型を利用する方が、対象である。  
→春日井市で今後しくみを考えていく必要がある。
- ・評価があとづけの取り組みにならないようなしくみを。在学中から、一緒に取り組むべき。  
(来年度以降必須な課題である)
- ・サービス等利用計画(指定特定相談)との関係性
- ・18歳未満の暫定支給決定に対して、児相との関係

